

令和 7 年 度

定 期 監 査 の 結 果 報 告 書

四万十市監査委員

7 四 監 第 135 号

令和 8 年 3 月 9 日

四 万 十 市 長 様

四 万 十 市 議 会 議 長 様

四 万 十 市 教 育 長 様

四万十市選挙管理委員会委員長 様

四 万 十 市 農 業 委 員 会 会 長 様

四万十市監査委員 伊勢脇 敬 三

四万十市監査委員 田 中 義 造

四万十市監査委員 平 野 正

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき令和7年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により結果報告書を提出します。

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項に基づく定期監査である。

第2 監査の期間等

令和7年11月14日から令和8年1月13日まで、監査事務局において実施した。

第3 監査の方法等について

1 監査対象の会計

一般会計、国民健康保険会計事業勘定、国民健康保険会計診療施設勘定、後期高齢者医療会計、と畜場会計、幡多公設地方卸売市場事業会計、鉄道経営助成基金会計、幡多中央介護認定審査会会計、介護保険会計保険事業勘定、園芸作物価格安定事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計（13会計）

2 監査対象の課等

(1) 本庁（24課等）

議会事務局、総務課、地震防災課、企画広報課、財政課、市民・人権課、税務課、環境生活課、子育て支援課、健康推進課、高齢者支援課、観光商工課、農林水産課、まちづくり課、市民病院事務局、福祉事務所、会計課、選挙管理委員会事務局、監査事務局、教育委員会事務局学校教育課・同生涯学習課・同教育研究所、農業委員会事務局、上下水道課

(2) 西土佐総合支所（3課等）

地域企画課、産業建設課、西土佐診療所

3 監査の実施内容

令和7年度上半期の事務執行が適正かつ効率的に行われているかについて、それぞれの課等から事前に定期監査資料等の提出を求め、内容及び関係書類を検査するとともに関係職員から内容を聴取した。また、これまでの定期監査において検討や改善を求めた事項が的確に反映されているかについても留意し、検証した。定期監査資料として提出を求めた項目は下表のとおりである。

なお、監査に要する時間と効果を考慮し、現場での監査は行っていないが、毎年度の実施事業や例月現金出納検査・決算審査等での事業執行状況を勘案し、必要と思われる場合には実施する。

	監 査 項 目	主 な 内 容
1	調定及び未収金調べ	滞納整理の有無、督促の有無
2	委託料に関する調べ	契約の方法、見積徴収者数、支払方法
3	市単工事等執行状況調べ	契約の方法、見積徴収者数、契約変更
4	備品購入調べ	契約の方法、見積徴収者数、購入目的
5	補助金等の支出に関する調べ	必要性・効果、収支決算額、支払方法

第4 監査の結果

1 全体について

今回の監査範囲の事務は概ね適正に執行されているものと認められたが、令和7年4月1日から施行されている改正後の四万十市契約規則及び同規則事務取扱要領を始め、法令・規則・要綱等に対する理解不足を示す不適切な事例がいくつか見受けられた。法令等を精読して熟知し、適正な事務処理を行われたい。その他、監査の場で認められた軽易な事項は、その都度口頭で指摘したので省略する。

2 調定及び未収金について

令和7年9月末時点で調定額に対する未収金の割合は、件数で34.8%（前年度33.9%）、金額で35.2%（前年度35.4%）となっており、前年度と比較して大きな変化は見られなかった。未収金の中には、債務者に差し押さえる財産がなく、生活を窮迫しない範囲で徴収しなければならないもの、現年度分の徴収を行いながら余剰分を過年度分に充当している為、完納まで時間を要するものも見受けられるが、債務者本人及び連帯保証人に対する交渉を行っているのか、債務者の所得に応じた返済計画がたてられているのかという点において検討の余地があるものが見受けられる。前年度の定期監査においても意見しているが、漫然と時効の完成を待って安易に不納欠損処理を行うのではなく、徴収を専門とする部署の知見を得ながら、能動的・計画的な徴収事務に努められたい。

以下は、個別の事例についての意見であるが、市営住宅明渡請求損害賠償金、急傾斜地崩壊対策工事受益者割合及び生活保護費返還金については塩漬けとなることが懸念される。適切な対応を望むものである。

- (1) 中村地域の住宅使用料（滞納繰越分）、督促手数料及び市営住宅明渡請求損害賠償金について（財政課）

滞納が複数年度にわたる滞納者からの徴収状況について所管課から説明を受けたところ、現年度当月分の住宅使用料の納入に併せて、古い年度の滞納分から納入させている

が、就労収入の額によって納入金額に増減があり、大幅な改善には至っていないとのことであった。滞納分に充当できる額が少額となっている状況からすれば完納までにはかなりの時間を要すると思われるが、今後も粘り強く回収に当たられたい。また、市営住宅明渡請求損害賠償金については、前年2月と12月に滞納額通知及び納入依頼の文書を送付しているが、回収には至っていない。回収困難な事例の一つではあるが、回収に向けた取組みを継続されたい。

(2) 高知県こうち農業確立総合支援事業費補助金返還金について（農林水産課）

平成25年度に県費と市費を財源として交付した補助金について、補助金を活用して開設した店舗の休業に伴い、補助事業者から市に対し、また、市から県に対して補助金の返還が行われているが、市は県からの返還指定期日である7月15日に返還している一方で、補助事業者からの返還は市からの返還指定期日7月15日に対し、7月17日となっていた。時期によっては資金繰りに逼迫している当市の状況を踏まえ、納入確実な相手であっても納期限が順守されるよう図られたい。

(3) 急傾斜地崩壊対策工事受益者割合（過年分）について（まちづくり課）

前年度の定期監査において具体的な対応方針を求めたところ、「早期納付に向けて地区区長との協議を重ねていく」との回答であったことから、現在の状況を所管課から聴取したところ、負担金の支払同意を明示した書面がないこと、地区として当時の区長が決定した経緯が確認できないことから支払義務が認識できないとして請求に応じてもらえていないとのことであった。

急傾斜地崩壊対策事業は、事業費の一部を市町村から徴収して県が事業化するものであり、当市においては四万十市受益者割合基準要綱により受益者個人にも負担を求めている。当該未収金については10年以上未収の状態が続いており、公平性の観点からも受益者負担の原則は守られるべきであり、安易な債権放棄は行うべきではないが、今後も継続して地区と協議を行っていくのか、今一度所管課としての方針を明確にされたい。

(4) 河川占用物件等除去費用（過年分）について（まちづくり課）

当該未収金については、債務者である法人から回収する見込みがたっていないとのことであるが、債権回収の専門部署から助言を得る等により、具体的な対応方針をたてられたい。

(5) 生活保護費返還金について（福祉事務所）

生活保護費返還金は、現年度分・滞納繰越分において多額の未収が発生しており、令和7年度9月末現在において現年度分3,867千円、滞納繰越分27,258千円となっている。

所管課によれば、生活保護受給者の勤労不申告、65歳からの年金受給不申告等により返還事例が発生しているとのことであった。また、令和6年度においてケースワーカーが不足する事態が生じたことにより、返還等に関する適正な事務が行えていなかったとのことであった。不正受給については、高額・長期に渡る事例については告訴案件とすることも考えているとのことであり、これらの対応も含めて返還金未収対策を講じられたい。

(6) 奨学資金貸付金元利収入（滞納繰越分）の調定漏れについて（学校教育課）

令和5年度の調定額について、前年度の定期監査の際に提出された監査資料から増額している理由を聴いたところ、繰越調定を行った際に調定漏れが1件あり、追加して調定決定を行ったとのことであった。奨学資金貸付金元利収入については、繰越調定を行う際も債務者ごとに調定決定を行っているが、前年度の未収額と債務者ごとの調定額の合計が合致しているか確認を行い、遺漏がないようにされたい。また、調定漏れのリスクの軽減及び事務の簡素化の点から、四万十市財務規則第25条第3項ただし書き「収入の目的及び歳入科目が同一であって同時に多数の納入義務者から徴収しようとするものは、一括して調定することができる」の規定に基き、滞納状況を精査のうえ一括して繰越調定を行うことも検討されたい。

(7) 西土佐地域の住宅使用料（滞納繰越分）について（地域企画課）

所管課から「生活に困窮しており住宅使用料が未納となっている状況」との説明を受けたことから、滞納者の就労状況、滞納による住宅の明渡請求に関する規定の有無について質問したが、明確な回答を得ることができなかった。また、連帯保証人に対して請求等を行っていない等、滞納解消に対する意識が低いのではないかと危惧されるところである。説明聴取の場に担当者が臨席していなかったことを考慮するとしても、所管課として関係法規に精通し、滞納者の現状把握に努め、連帯保証人に対しては適切な対応をされたい。

(8) 水道使用料の未収金について（上下水道課）

前年度の定期監査において、令和2年3月以前の未収金について不納欠損処理に向けた調査を行うとのことであったので、現在の状況を所管課から聴取したところ、分納誓約等の滞納整理を進めているとのことであった。また、連絡が取れない債務者については裁判所への申立てを予定しているが、申立てに係る費用や事務負担を考慮したうえで、差押えできる財産がある等の回収の見込みがある場合に行いたいとのことであった。不納欠損処理を行うにあたっては、回収の見込みがないことを見極めたうえで慎重に行われたい。

(9) 小学校プールの水道使用料の請求漏れについて（上下水道課）

請求漏れとなった経緯を所管課から聴取したところ、プールの使用が開始されるまでの間に循環器の故障が判明し、修理することとなった為、水道を開栓したが、通常であれば、水道使用料の徴収事務を行う係が開栓を行い、開栓したことを管理システムに入力し、この情報に基づいて検針が行われ、請求に至るところ、今回は別の係が開栓を行い、このことが係間で共有されていなかったこと、また、修理業者と市の間で、修理に関する一時的な開栓であり、修理終了後は閉栓する等の連絡調整がされていなかったことが要因となっていた。今回は市の施設に係る水道使用料の請求漏れであったが、民間に対して同様のことが起こった場合、市に対する不信感や未納のリスクが生じるおそれがある。係間の情報共有と確実な事務処理の徹底に努められたい。

3 委託料について

業務委託は、事務の効率化の観点から様々な分野で行われ、その内容も多種多様である。全業務委託に占める随意契約の割合を見ると、件数で93.1%（前年度93.6%）、金額で74.8%（前年度71.4%）となっており、前年度と比較して件数は概ね同じ割合であるが、金額は3.4%増加している。随意契約については、地方自治法施行令の改正を受け、四万十市契約規則において少額随意契約の基準額が物件の貸付けを除いて引き上げられており、令和7年4月1日から施行されている。基準額の引き上げが随意契約による契約金額の増加に影響したものと思われるが、業者選定が恣意的にならないよう、競争性・公平性・透明性の確保に努められたい。

以下は、個別の事例についての意見である。

(1) し尿汚泥資源再生事業について（環境生活課）

し尿汚泥の資源再生（堆肥化）に要する経費と従来の溶融処理の経費を比較した場合について所管課から説明を受けたところ、従来の溶融処理と比較して130万円程度割高になっているとのことであった。令和6年度の事業説明書によれば、本事業は「環境負荷を抑えるとともに、循環型社会の構築に向けた住民意識の向上並びに実現に向けた取組み」とされていることから、支出の増加について直ちに指摘するものではないが、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とし、その事務処理にあたっては最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされていることを念頭におき、今後の事業執行に当たられたい。

(2) 総合文化センター周辺家屋等補償費算定業務について（生涯学習課）

当該業務により算定された補償費等について所管課から聴取したところ、補償対象者と補償契約を締結し、既に支払われていたが、補償契約の締結に際し、会計管理者との合議を行っていないことが判明した。四万十市財務規則第42条は、「支出負担行為担当者は、

次に掲げる経費に係る支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ会計管理者に合議しなければならない。」と規定しており、「備品の購入で予定額1件100万円以上のもの」「補償金、賠償金及び寄附金」「貸付金、投資金、出資金及び積立金」が合議の対象となっている。本来であれば、契約締結に係る起案文書において会計管理者に合議すべきであった。契約事務に係る諸規程を確認し、法令規則等の順守に努められたい。

(3) 予算計上を行っていない委託料について（市民病院事務局）

予算計上を行っていない委託料が見受けられた。予算編成は厳格かつ精度の高い内容とし、支出することが想定し得るものについては確実に予算計上されたい。

4 市単工事について

概ね適正に執行されている。

5 備品購入について

令和7年9月末時点で399点、157,630千円（令和6年度：110点、115,771千円）の購入となっている。前年度と比較して件数及び金額が増加しているのは、Windows10のサポート終了及びペーパーレスの推進に伴うノートパソコンの購入や、老朽化に伴うネットワーク機器及びケーブルテレビセンター設備の更新が主要要因となっている。

備品については、令和5年4月1日から施行された改正後の四万十市物品取扱規則により、備品の基準額が取得価格1万円以上から10万円以上に引き上げられ、重要備品の基準額も50万円以上から100万円以上に引き上げられた。前年度の定期監査においては、新たな規則に基づいて整備された備品台帳を検査し、取得価格が100万円以上であるにもかかわらず重要備品としていないもの、100万円未満であるにもかかわらず重要備品としているもの、重要備品の備品台帳に貼付することとされている写真が貼付されていないもの、品種の分類が適切でないもの、その他誤字・脱字・未記入等について個別に指摘を行ったが、今年度の検査においても多くの指摘事項があり、この中には前年度に指摘していたものも多く含まれている。今年度も個別に指摘を行っているが、指摘を受けた課等はこれを真摯に受け止め、備品の適正管理に努められたい。また、具体的な指摘事項を以下に記載するので、指摘を受けていない課等においても注意されたい。

なお、指摘事項中「総括」とあるのは「備品台帳（総括）」、「個票」とあるのは「備品台帳（個票）」のことである。

- ・取得価格が100万円未満のものを備品としている（永続性があるもので所管課長が特に必要と認めるものを除く）（2課）
- ・取得価格が100万円未満のものを重要備品としている（2課）
- ・取得価格が100万円以上のものを重要備品としていない（2課）

- ・品種の分類が適切でない（１課）
- ・重要備品について個票の裏面に写真が貼付されていない（４課）
- ・取得価格を税抜価格で記載している（１課）
- ・取得区分が記入されていない（１課）
- ・管理換のあった備品について移管前の課名を個票に記入していない（９課）
- ・管理換のあった備品について個票の品種番号が移管前のままとになっている（１課）
- ・備品の移管にあたって管理換用の様式（第７号の２）を使用していない（１課）
- ・廃棄又は移管した備品について総括の備考欄にその旨の記載及び二重朱線による抹消を行っていない（５課）
- ・物品不用品決定書の「記帳整理印及び年月日」欄に押印又は日付の記載がない（４課）
- ・物品不用品決定書について移管元の課が原本を保管していない（１課）
- ・規則改正後の様式による備品台帳の調製を行っていない（１課）
- ・品種番号を規則改正前のままにしている等正確な記載をしていない（４課）
- ・備品の品種を修正した際に総括のみ修正し、個票を修正していない（２課）
- ・個票がない（又は総括から抹消していない）（２課）
- ・総括と個票で品名又は取得年月日が違う（１課）
- ・総括の「受入れ・払出年月日」「取得年月日」を和暦で記入しているが、元号の記入がない（１課）
- ・総括又は個票に課等名を記載していない（１課）
- ・総括に担当者又は物品管理者の確認印がない（２課）
- ・鉛筆書き又は修正液で修正している（２課）
- ・誤記（５課）

6 補助金について

補助金は地方自治法において、「公益上必要がある場合において」補助することができる」と規定されている。このことを踏まえ、事業の公益性・有効性・必要性の観点から監査を行った。

以下は、個別の事例についての意見である。

(1) わさび栽培協議会負担金について（農林水産課）

わさび栽培実証実験事業の現況を所管課に聴いたところ、令和６年度に事業計画が終了し、検証の結果、水源地の適地がなく、施設費が高いことから一般の農家に普及できないという理由により、事業の終了が決定しているとのことであった。

平成29年度に協議会が設立されて以降、支出された負担金は累計37,635千円となる。先進地視察や水源井調査等により一定の成果が見込めると判断して事業に着手したものと考えるが、事務事業の執行には万全を期し、残されたハウスプラントについては有効活用されたい。

(2) 地域おこし協力隊員起業支援補助金について（まちづくり課）

令和5年度に交付した補助金を令和7年度になって返還させていることから、経緯について聴取を行った。

当該補助金は、地域おこし協力隊員が市内で起業するにあたって要する経費に対して交付するもので、本市に定住し、起業することが交付要件となっている。本件は、令和5年9月に補助対象者から交付申請があり、同年10月に交付決定、同年12月に補助金額確定、令和6年1月に補助金交付を行ったが、他課が行った調査が端緒となって、交付直後に補助対象者が市外に転出していたことが令和7年6月になって判明した。このことから、同年7月に交付決定を取り消し、返還命令を行い、同年8月に返還されたものであった。所管課が事実を把握するまで1年以上が経過している。

当該補助金の交付要綱によれば、補助対象者は、事業完了年度の翌年度から3年間は各年度末までに事業状況報告を市長に提出しなければならないとされている。しかし、所管課はこのことを失念していたとのことであり、他課の調査という外部要因がなければ転出の事実すら把握できていなかった可能性がある。また、今回は相手方が返還に応じ、全額納入済みとなっているが、時間の経過により相手方が返還に応じない、又は、相手方の所在が分からなくなるということも起こり得る。

今回の事案を教訓とし、当該補助金に限らず、要綱等を十分に読み込んだうえで補助対象者が補助要件及び返還事由について充分理解しているかの確認を徹底し、規定に即した適切な事務を行うことを望む。

7 公営企業会計について

本市の公営企業会計は、水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計の3会計である。この3会計については監査資料とは別に令和7年8月分の帳票（収入、支出、振替伝票）及び関係書類並びに契約書等の提出を受け、事前検査を行っている。検査結果については個別に指摘を行い、所管課から今後の対応について回答を受けているが、前年度も同じ指摘を行っているものが多数あることから、指摘を真摯に受け止め、確実に対応されたい。

以下は、主な指摘事項である。

(1) 帳票及び関係書類について

ア 決裁権者の押印がない（水道事業会計、病院事業会計）

イ 改正後の規則に対応していない（全会計）

令和7年4月1日から施行された改正後の四万十市契約規則及び同規則事務取扱要領に対応していないものが多く見受けられた。具体的には、検収証明書の作成を省略することができる契約金額が50万円以下から100万円以下に引き上げられたが、省略可能な場合においても従前どおり検収証明書を作成している、あるいは、検収証明書の様式が一部改正され、様式番号も第13号から第12号に繰り上がっているが、従前の様式を使用しているものが見受けられた。

ウ 検収証明書が作成されていない（病院事業会計）

100万円を超える支出において簡易検収としていた。

エ 検収の重複（病院事業会計）

検収証明書を作成し、伝票の検収者欄にも押印していた。

オ 帳票と請求書の消費税額が異なる（全会計）

カ 資金前渡及び概算払において検収を行っている（水道事業会計、下水道事業会計）

自動車重量税の資金前渡や旅費の概算払において検収が行われていた。

キ 納付書に領収印がない又は印影が不鮮明あるいは領収日付が実際の領収日と異なる（水道事業会計）

ク 必要書類の未添付又は未修正（水道事業会計、病院事業会計）

水道事業会計において、日計表に必要書類が添付されていない、又は書類中の金額が修正されていないことにより、日計表記載金額と納付書等の合計金額が合致しないケースが見受けられた。

病院事業会計においては、請求書等が添付されていないもの、誤って別の伝票に添付されているものが見受けられたほか、ある請求書については、購入した物品の品名、数量、単価等の記載がなく、請求合計金額のみが記載されており、加えて「この請求書は適格請求書ではありません。適格請求書として保管される場合は、納品書も保管をお願いします。」と記載されていることから、本来であれば請求書とともに納品書を添付したうえで決裁を受け、請求書と納品書を併せて保管すべきであるが、帳票にはこの請求書しか添付されていなかった。

ケ 支出予算科目誤り（病院事業会計）

食器洗い乾燥機が消耗備品費ではなく医療消耗備品費から支出されていた。

コ 条例等の改正を必要とするもの（下水道事業会計、病院事業会計）

下水道事業会計で委託料が概算払されていたが、地方公営企業法施行令第21条の6において、概算払することができる経費は「旅費」「官公署に対して支払う経費」「補助金、負担金及び交付金」「訴訟に要する経費」「経費の性質上概算をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で管理規程で定めるもの」に限定されており、この中に委託料は含まれていない。この為、委託料を概算払することができるとする根拠は「管理規程」に求めることになるが、四万十市上下水道事業管理規程及び四万十市下水道事業会計規程に委託料の概算払に関する規定はなく、四万十市財務規則においては委託料を概算払することができるとする規定はあるものの、これを準用とする規定もなかった。

また、四万十市病院事業の設置等に関する条例第9条第1項第1号中に「消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1」とあるが、法令改正により別表第2に繰り下げられている。

(2) 契約関係

ア 市長の承認がない（病院事業会計）

四万十市事務委任及び補助執行に関する規則第8条第8号の規定により、契約の締結については市民病院事務局長に事務委任されているが、1件500万円を超える請負契約は市長の承認を要することとなっているところ、契約金額6,270,000円のボイラー業務等について市長の承認なく契約を締結していた。同じ指摘を前年度も行っていたが、今年度も同様の事務処理となっている。

イ 文書管理システムにおける決裁ルート等の設定が適切でない（水道事業会計）

決裁ルートが適切に設定されていないことにより、合議を行った他課の職員が決裁者として表示されているもの、課長不在時の代決にあたり、代理者登録を行わないまま課長補佐が代決した為、代決であることを示す「代」「代理」の表示がないものが見受けられた。

ウ 決裁日が契約締結日より後になっている（水道事業会計、下水道事業会計）

処理期限を念頭におかずに回議・承認・決裁していることが、電子決裁の開始により露呈したと言わざるを得ない事例である。

エ 公印使用の承認がされていない（水道事業会計、病院事業会計）

オ 契約方法、見積徴取、契約保証金の免除及び長期継続契約に関する根拠規定が起案文書に記載されていない又は根拠規定が適切でない（全会計）

地方公営企業法施行令別表第1及び四万十市契約規則第25条の改正により、随意契約によることができる契約の額が物件の貸付けを除いて引き上げられ、見積書の徴取

に関する規定についても同規則第27条が改正され、いずれも令和7年4月1日から施行されているが、現在の法令・規則に即した記載となっていないものが多く、契約保証金免除の根拠規定については適用号数に誤りがあるものが多く見受けられた。また、システムのアプリケーション及びデータの保守契約に係る長期継続契約の根拠規定について、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第2条第2号ウ（情報処理システムの保守その他の維持管理）とすべきところ、第1号（物品又はコンピューターソフトウェアを借り入れるための契約）としていた。

なお、随意契約の適用規定を地方公営企業法施行令第21条の14としていることについては、同規定が法改正により1条繰り上り、現在は第21条の13となっていることを前年度も指摘しているが、従前のままの記載が見受けられた。

カ 見積書に押印がない（病院事業会計）

見積書については、四万十市押印の省略に関する規則第4条第2号において押印省略の適用除外となっているが、押印がないものがあつた。

キ 契約書中の市長の肩書が適切でない（水道事業会計）

「水道料金の預金口座振替に関する契約書」及び「四万十市水道事業出納取扱金融機関契約書の一部変更契約書」において、契約者である市長の肩書が「市長職務執行者」となっていた。「職務執行者」について調べたところ、新たな市町村が設置された際に、その長が選挙されるまでの間、関係市町村の長の中から協議により定められて職務を執行する者のことであつた。上記の契約を中村市と西土佐村の合併当初において締結したときは、旧西土佐村長が四万十市の市長職務執行者となっていたことからこの肩書となっていたのであり、今回の新規又は変更の契約を締結するにあたっての使用は適切ではない。

ク 契約書中の誤記等（病院事業会計）

軽微な誤記又は不適切な表記が多く見受けられた。具体的には、条文中で引用する条文番号が適切でないもの（例えば、「第20条」とすべきところが「第16条」となっている）、正式な法律名ではなく通称名を記載しているもの、新たな条例の制定に伴って廃止された条例がそのまま記載されているもの等があつた。これらの指摘の多くは前年度にも行っている。その他、契約者名に「四万十市立市民病院」の表記がないもの、契約不適合責任の約定が民法改正前のまま（瑕疵担保責任）のもの、支払期限に関する約定がないもの（書面に定めがない限り、15日以内に支払わなければ支払遅延となる。）、契約期間が1年間であるにもかかわらず長期継続契約の特約条項が記載されているものがあつた。

ケ 契約書に自動更新の条項がある（病院事業会計）

契約を自動更新する旨の約定は、予算の裏付けのない来年度以降の債務の負担を約することを意味する。このことは、支出の原因となる契約は法令又は予算の定めるところに従わなければならないとする地方自治法第232条の3の規定に反するものであり、契約書からの条項の削除が難しければ、特約条項等により自動更新は行わない旨を定める等の対応を検討されたい。このことについては前年度も指摘を行っている。

コ 支払遅延利息に関する率又は表記が適切でない（病院事業会計）

地方公共団体においては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定により財務大臣が決定する率（現行2.5%）を支払遅延利息の率とすることが通常であるが、古い率（2.7%）のままのものや、契約の相手方が契約書を作成している場合において高い率となっているものが見受けられた。また、語句の一部が欠落し、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）を乗じた額」と表記されているものがあつた。これらについては前年度も指摘を行っている。

サ 長期継続契約における特約条項が更新されていない（水道事業会計）

FAX複合機賃貸借契約において、特約条項として「甲は契約解除にともない乙に損害が生じてその責めを負わない」と定めているが、令和3年3月26日付財政課長通知「長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の取扱いの見直しについて（通知）」により、特約条項については見直しの通知があり、現在は契約解除に伴う損害賠償請求を行うことができる取扱いとなっている。

シ 随意契約によることができる場合の手続きが行われていない（水道事業会計）

水道メーター修繕契約について、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号（障害者支援施設等からの物品の調達等）の規定による随意契約としているが、四万十市契約規則第25条の2に規定されている随意契約の予定及び契約締結の公表が行われていなかった。四万十市水道事業会計規程第95条には、「契約に関する事項については、法令又は他の規則に定めるものを除くほか、四万十市契約規則（平成17年四万十市規則第43号）を準用する」とあることから、法令等で別に定めがない限り、四万十市契約規則に準じて手続きを行う必要がある。

ス 契約書に貼付する収入印紙の額面が適切でない（全会計）

契約書に貼付する収入印紙の額面は、契約書の種類及び記載された契約金額によって異なり、契約金額の記載のないもの場合は200円となる。また、不動産の譲渡に関する契約書及び請負に関する契約書（建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもの）については、印紙税額の軽減がある。

工事請負契約書において、本来であれば軽減措置により印紙税額 1 万円となるところ、2 万円の収入印紙が貼付されていた。一方で、軽減措置の対象ではない契約書において、過少な額面の収入印紙が貼付されていた。また、不動産賃貸借契約書において、賃借料の金額から 400 円の収入印紙を貼付していたが、国税庁ホームページで公開されている質疑応答事例において、「契約成立後における使用収益上の対価ともいえるべき賃借料は記載金額には該当しません」と回答されていることから、この契約書については「契約金額の記載のないもの」として印紙税額は 200 円となる。

なお、印紙税が課税される請負契約について国税庁は、「「請負」とは、当事者の一方（請負者）がある仕事の完成を約し、相手方（注文者）がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを内容とする契約をいい、民法第 632 条《請負》に規定する「請負」のことをいいます。なお、同法第 648 条の 2 《成果等に対する報酬》に規定する委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約する契約は「請負」には該当しません。」とし、「委任」に該当する契約の場合は課税対象にならない。委託契約書のうち、収入印紙が貼付されていないものについては個別に指摘しているので、「請負」か「委任」かを整理のうえ、適切な取扱いとされたい。

セ 債務負担行為を設定せずに複数年契約を締結している（病院事業会計）

給食業務について、長期継続契約として令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までを委託期間とする契約を締結しているが、長期継続契約とは、予算で債務負担行為として定めることなく翌年度以降にわたる契約を締結することができる契約で、対象となる契約は限定されており、地方自治法第 234 条の 3 に規定される電気・ガス・水の供給、電気通信役務の提供及び不動産の借上げに係る契約、又は、同法施行令第 167 条の 17 の規定に基づき市が定める長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第 2 条に基づく物品・ソフトウェアの借入れ、公有財産及び物品の保守その他の維持管理に係る契約のいずれかに該当する必要がある。本契約はいずれにも該当せず、本来であれば予算で債務負担行為として定めるべきものである。

ソ 四万十市緊急工事等事務処理要領に基づく緊急随意契約について（下水道事業会計）

この要領は、災害等緊急時における工事及び修繕並びに調査、測量、設計等委託の緊急随意契約に関して必要な事項を定めたものであり、業者の選定にあたっては、「早期対応可能な業者を四万十市指名競争入札参加資格者名簿から選定する」と規定している。しかし、同要領に基き契約手続きを行ったとするマンホールポンプ内の汚水吸引及び運搬の委託契約において、四万十市指名競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていない業者に発注していた。

所管課の説明によれば、マンホールポンプから処理場への圧送ができなくなったことから現地調査が必要となり、加えてマンホールからの溢水や各家庭への逆流の可能性が高かったことから早急に汚水吸引を行う必要があったが、処理施設維持管理委託業者及び市内業者に断られた為、対応可能な黒潮町の業者に発注依頼したとのことであった。

四万十市公式ホームページによると、四万十市内でし尿及び浄化槽汚泥の収集が許可されている業者は6者で、収集許可区域が中村地域の業者が4者、西土佐地域の業者が2者となっている（今回の受注業者も四万十市内で収集運搬を行うにあたり、四万十市の許可を受けている。）。このうち、名簿に登載されている業者は1者（収集許可区域は西土佐地域）のみであった。

今回の事例は、対応できる業者が元々少数であるうえに、要領で規定する要件に該当する業者が1者しかいない業務において起こったものである。数少ない事例と言えるかもしれないが、要領どおりの業者選定ができない場合があることを可能性として示しており、所管課からも業者選定の要件緩和や大規模災害に備えた他県業者との連携を可能とするスキームの必要性について言及があった。

他の自治体における同様の要領の中には、業者選定について、「ただし、緊急応急工事等の内容により特定の事業者でなければ施工ができないことが明らかな場合は、当該特定事業者を選定できるものとする。」（高知市緊急応急工事等実施事務要領）、「ただし、緊急応急工事等の内容により、特定の事業者でなければ施工又は業務ができないと判断される場合は、この限りではない。」（室戸市緊急応急工事等事務処理要領）としているものもあることから、当市の要領における業者選定の規定についても見直しを検討されたい。

8 むすび

四万十市文書管理規程によれば、各課に文書取扱主任を置き、課長又は課長補佐をもってこれに充て、その任務は、文書等の審査、文書事務の指導・改善に関すること等としている。しかし、現状では十分な審査・指導が行われているとは言い難く、本来であれば課内で指摘・修正すべき軽微な誤字・脱字・記載誤りの類までも監査委員が指摘せざるを得ない状況となっている。再発防止、注意喚起の意味から指摘を行っているが、このような指摘に注力することは監査の本意とするものではない。毎月実施している例月現金出納検査においても、保存年限が規程と異なるものが散見され、指摘を行っているが、これについても本来であれば文書取扱主任が審査し、指摘すべきものである。また、今回の定期監査においては、契約、備品台帳関係の指摘事項の中に前年度も指摘を行っているも

のが多数含まれており、指摘事項が徹底されていない状況となっている。文書取扱主任である課長又は課長補佐は、十分な審査・指導を行われたい。

財務に関する専決及び事務委任については、四万十市事務執行基本規程、四万十市事務委任及び補助執行に関する規則、四万十市教育委員会事務執行基本規程に定められており、内容、金額によって所管課長では決裁できない場合がある。規定から逸脱している事務処理については、今回の定期監査においても指摘を行っているが、例月現金出納検査においても同様の事例が見受けられる。加えて、決裁日以前の契約締結、調定決定、予算流用等も散見される。決裁権者が決裁していないにも関わらず事務が執行されることがないように関係規程を熟知し、処理期限を意識して起案・承認・決裁等を行われたい。

四万十市情報公開条例第2条第1号は、「市の保有する情報は、公開することを原則とし、非公開とすることができる情報は、必要最小限にとどめられること」と定めており、請求権者（市民等）から行政情報の公開請求があれば原則公開しなければならない。職員は、自信をもって開示できる事務を行っているか自問し、市内部の事務処理であっても責任感と緊張感をもって当たられたい。また、前例どおりの事務を行ったことにより、不適切な事務を繰り返すことになり、あるいは状況の変化に対応していない事例が見受けられるが、自分自身で調べ、確認することを徹底し、法令規則等の改正には注意を払われたい。